

「負の遺産」活用への一歩

「土壌汚染対策法施行から1年」

全4回の4丁

アースアブレイザル取締役 西田 道夫

土壌汚染対策法が施行された。しかし、対策が必要とされる状況は十分把握できていない。現状は把握できていない。現状は把握できていない。

「社会的リスク」としての評価を

土壌汚染対策法の施行により積極的に土壌汚染に取組み、情報を開示している企業もあるが、先進的な一部の企業に限られている。

この施行状況をみると、土壌汚染対策法施行によっても土壌汚染についての日本の全体像が把握される方向には向かっているとは思えない。

「土壌汚染はそれが「ある」土地と「ない」土地に分けることが出来るのか。最も多い土地は土壌汚染が「分らない」土地ではないか。ある」「ない」に分けられた（調査が実施された）土地は、くわすかに過ぎない。

「土壌汚染がある」「不動産と「ない」不動産を比較すれば、「ない」不動産とが、危険を知らないことが安全であると考えてしまった。一番危険なところとは危険を適正に認識しないことである。」

社会に存在するリスクの一つに過ぎない土壌汚染も、そのリスクを適正に評価したうえで適正な対応を実施するために必要なことである。

格は浄化費用、心理的嫌悪感（STIGMA）、関連損失などによる減価が考えられている。土壌汚染があれば減価の対象となることは理解できる。では、何に對して減価するのであるか。汚染がない土地に對してであるか。汚染がない土地とは調査が実施されてはじめて判明することである。

土壌汚染と土地価格の考え方

